

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律要綱

第一 クロスボウの所持の禁止に関する規定の整備

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーが人の生命に危険を及ぼし得るもの（以下「クロスボウ」という。）について、所持の禁止の対象とすることとする。（第三条関係）

第二 クロスボウの所持許可制に関する規定の整備

一 所持許可に係る規定の整備

標的射撃等の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、所持しようとするクロスボウごとに、その所持について、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。（第四条関係）

二 所持許可に係るクロスボウであることの確認等の規定の整備

都道府県公安委員会は、所持の許可を受けた者に対し、その所持するクロスボウが当該許可に係るも

のであることを表示させるため必要がある場合には、当該許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置を執ることを命ずることができるとする。(第四条の四関係)

三 クロスボウの所持許可の要件等に係る規定の整備

(一) クロスボウの所持の許可に係る欠格事由に関する規定を設けることとする。(第五条関係)

(二) クロスボウの取扱いに関する講習会の実施等に関する規定を設けることとする。(第五条の三の二

関係)

四 クロスボウの所持許可を受けた者の義務に係る規定の整備

(一) 所持許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がない場合における携帯又は運搬を禁止し、所持許可に係る用途に供する場合を除いてはクロスボウを発射してはならないこととする。(第十条関係)

(二) 所持許可に係るクロスボウを当該クロスボウに係る基準に適合するように維持しなければならないこととする。(第十条の三関係)

(三) 譲渡する場合における相手方の確認に関する規定を設けることとする。(第二十一条の二関係)

五 その他の規定の整備

その他所要の規定を整備することとする。

第三 クロスボウ射撃指導員に関する規定の整備

都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができることとする。（第九条の三の二関係）

第四 クロスボウ射撃資格の認定に関する規定の整備

クロスボウの所持許可を受けた者又は受けようとする者のうち、クロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該クロスボウ射撃指導員がその指導の用途に供するため所持許可を受けたクロスボウを所持しようとする者は、あらかじめ、都道府県公安委員会に申請して、その資格の認定を受けなければならないこととする。（第九条の十六関係）

第五 クロスボウの保管の委託制度に関する規定の整備

標的射撃等の用途に供するためクロスボウの所持許可を受けた者は、クロスボウ販売事業者又はクロスボウ射撃指導員で、都道府県公安委員会に届け出てクロスボウを保管することを業とするものに当該許可に係るクロスボウの保管を委託することができることとする。（第十条の八の二関係）

第六 その他の規定の整備

罰則に関する規定その他所要の規定を整備することとする。

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 所要の経過措置を設ける。